

広島県告示第六百七号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

尾道糸崎港		尾道糸崎港	
糸崎地区		尾道地区	糸崎地区
西御所岸壁		糸崎二号岸壁	山陽白色セメント(株) 原石栈橋
岸壁から沖合五〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合四〇メートルまでの範囲内の別図に示す水域

を

尾道糸崎港		尾道糸崎港	
糸崎地区		糸崎地区	
糸崎一号岸壁		糸崎二号岸壁	
岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に改める。